

愛媛県久万高原庁舎物品類等移転業務委託仕様書（案）

1 業務対象内容

- (1) 業務場所 愛媛県久万高原庁舎仮庁舎（愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 190 番地 1）
愛媛県中予地方局農業振興課地域農業育成室久万高原農業指導班（愛媛県上浮穴郡久万高原町入野 263 以下、農業指導班）及び愛媛県中予地方局久万高原新庁舎（愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 571 番地 1）
- (2) 移転物品等 ダンボール箱約 2,000 箱、数量等については増減することがある。
- (3) 作業日程 原則、契約締結の日から令和 7 年 11 月 28 日の 17 時 15 分とする。ただし、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第 2 条に定める休日を除く。
なお、受託者は、委託者と協議したうえで、前述の時間を延長し、又は休日においても作業を行うことができる。

2 業務目的

愛媛県が所有又は管理している物品類等について、適切・丁寧かつ効率的に移転作業を行うことを目的とする。

3 業務内容

- (1) 移転先の物品類等の据付場所のマーキング等（業務場所：久万高原新庁舎、仮庁舎）
- (2) 移転先の養生（業務場所：久万高原新庁舎、仮庁舎）
- (3) 移転用資材等の提供
- (4) 物品類等の梱包、積込み及び搬出（業務場所：久万高原仮庁舎、農業指導班）
- (5) 物品類等の運搬
- (6) 物品類等の積降、搬入・据付け及び開梱（業務場所：久万高原新庁舎）
- (7) 最終点検及び移転用資材の回収（業務場所：久万高原新庁舎）
- (8) 移転物品等の搬出後、不要物品を仮庁舎駐車場への搬出

4 業務の実施

- (1) 移転先の物品類等の据付場所のマーキング等
受託者は、委託者と協議したうえで、物品類等の据付場所のマーキング等の事前準備を行うこと。
- (2) 移転先の養生
受託者は、委託者と協議したうえで、搬出入に際に損傷の恐れのある全ての場所に養生を施すこと。
- (3) 移転用資材等の提供
受託者は、委託者と協議したうえで、物品類を運搬する際に必要となる梱包資材等を提供すること。
- (4) 物品類等の梱包、積込み及び搬出
受託者は、委託者と協議したうえで、物品類等の梱包、積込み及び搬出を行うこと。
- (5) 物品類等の運搬
受託者は、委託者と協議したうえで、物品類等の運搬を行うこと。
- (6) 物品類の積降、搬入及び据付け
受託者は、委託者と協議したうえで、物品類等の積降、搬入・据付け及び開梱を行うこと。
- (7) 最終点検及び移転用資材等の回収
受託者は、委託者と協議したうえで、最終点検及び移転用資材等の回収を行うこと。

5 費用の負担

- (1) 事前準備、物品類等の梱包資材等、愛媛県久万高原仮庁舎、農業指導班での梱包から愛媛県久万高原新庁舎への据付及び移転用資材等の回収までの全行程で要する経費は、委託料に含むこととし、受託者が支出する。
- (2) 委託者の施設内で行う業務に必要な光熱水費は、委託者が支出することとする。
- (3) 委託者は、業務に必要な範囲において、受託者が施設内等に立ち入ることを認める。
- (4) 委託者は、業務の実施に関して必要な範囲内において、受託者が施設を無償で使用することを許可することとする。受託者は、細心の注意を持って使用することとし、破損等の損害を与えた場合、受託者の責任において復旧すること。

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、本委託業務を履行するに際し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務期間が終了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務委託の遂行上知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失又は棄損の防止と個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。また、業務期間が終了した後も同様とする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、委託者と受託者が必要に応じて協議して決定するものとする。